

# 新道区 地域協議会だより

No.51

令和7年12月発行  
発行：新道区地域協議会



新道区地域協議会事務局

上越市地域政策課 中部まちづくりセンター  
所在地：上越市木田1-1-3（市役所第二庁舎2階）  
電話：025-526-1690／FAX：025-520-5852  
E-mail：chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

「地域協議会だより」は、地域協議会の活動状況をお知らせするため、年3、4回発行しています。



地域協議会の活動状況



「たより」のバックナンバー

## ▶地域協議会

- 諮詢事項**
- 報告事項**
- 自主的審議**

上越市農業研修センター芙蓉荘の廃止について  
公の施設の使用料等の見直しについて  
「道」から見えてきた地域の課題などについて話し合っています

## 諮詢事項 上越市農業研修センター芙蓉荘の廃止について（農村振興課）

## ○諮詢とは？

市長が政策判断の参考とするため、地域協議会に対して市議会へ上程する案件のうち、区内の特定の案件について、区内の住民の生活に及ぼす影響の観点から意見を求めるものです。

利用実態や老朽化の状況を踏まえ、農業研修センター芙蓉荘(富岡地内)を令和7年度末をもって公の施設として廃止することに関し、8月26日に開催した第5回地域協議会で諮詢がありました。

新道区地域協議会では、下記の疑問点を解消したうえで「住民生活に支障なし」と答申しました。

## 【主な質疑】



委員

Q. 施設廃止後の管理や芙蓉荘の除却時期はどうなりますか？

A. 当面は、引き続き農村振興課が管理します。

除却は方針が決まり次第、改めて地域に報告します。



農村振興課



委員

Q. 施設に問題があった場合の連絡先は？廃止後も地域のまつりで正面玄関前のスペースを利用できますか？

A. 連絡は農村振興課にいただけるよう掲示予定です。

廃止後は施設の利用はできません。正面玄関前は老朽化のため危険なので、立ち入りできないようにします。



農村振興課

## 報告事項 公の施設の使用料等の見直しについて（資産活用課）

市では、「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」の策定に向けた検討を進めています。10月28日の第7回地域協議会では、施設利用者の負担割合の考え方や令和8年4月に使用料等を見直す施設について説明がありました。

なお、新道区では、令和8年4月から使用料が改定となる施設はありません。

※ 質問・答申、報告事項の会議資料は、市ホームページ（表紙二次元コード 地域協議会の活動状況：会議の開催>令和7年度）からそれぞれご覧いただけます。

## 自主的審議 「道」から見えてきた地域の課題などについて話し合っています

### ○自主的審議とは？

委員が自分たちでテーマを決めて、地域の課題や活性化などについて話し合うことです。

新道区では、「道」から得た気付きから、地域でできる取組について、協議を進めています。

これまで地域協議会では、新道区の「歴史・文化」「産業」「健康・福祉」「子育て・教育」「安全・安心」など、9つの分野について、それぞれの「強み（好き、自慢、期待）」や「弱み（残念、心配、不安）」の観点から意見を出し合ってきました。

委員からは「道」に関する意見が多く挙がったため、車や自転車の運転者、歩行者などの立場や視点から見える新道区の「強み」と「弱み」についてさらに深掘りしました。

現在は、「道」から見えてきた地域の課題の解決に向けて、南部・北部・中部の3つのグループに分かれ、具体的な取組や地域の役割について協議しています。



### ■ 地域協議会を傍聴してみませんか？

会議の開催日程は、決まり次第、市のホームページでお知らせします。

表紙の二次元コードをご利用ください。

基本の日程	毎月第4火曜日 4月～11月：午後6時～ 12月～3月：午後6時30分～
主な会場	新道地区公民館